



●トピックス(1) ●トラブル事例(2～3) ●お知らせ(4)

ぼくは「sapo之助」、消費者をサポートする(助ける)長崎県消費生活センターのマスコットでござる。



新元号への改元に乗じたトラブルが発生しています!

平成31年4月30日の天皇陛下の御退位、5月1日の新元号への改元に関連し、これに乗じた消費者トラブルが発生しています。

こんな消費者トラブルにご注意!

●電話勧誘販売

「天皇陛下の退位を記念したアルバムを購入しないか」と電話で勧誘された。

●送り付け商法

注文していないのに、皇室に関するアルバムが届いた。



～アドバイス～

- 「記念になる」「今買わないのはおかしい」などと電話で執拗に勧誘されるケースがありますが、断る場合には「いいません」ときっぱり伝えましょう。
- 注文していない商品が一方的に送り付けられた場合は、代金を支払わずに受け取り拒否をしましょう。



●口座情報やキャッシュカードをだまし取る手口

改元で法律が変わるという通知が実在する団体名で届き、口座情報や個人情報を記入して返送してしまった。
「元号が変わるので通帳等の変更が必要」と言われ、来訪した銀行員を騙る人に通帳等を渡してしまった。



～アドバイス～

- 事業者団体や銀行等の金融機関、警察が暗証番号を尋ねたり、キャッシュカードや通帳を送るように指示することは一切ありませんので注意しましょう。



訪問購入のトラブル ～不要な勧誘はキッパリと断りましょう～



相談事例

「古い衣類などを買い取る」と突然業者から電話があったので了承し、訪ねてきた業者に使わない着物や洋服を見せたところ、「それはお金にならない。他に何かないか」と断られた。「探せない」と伝えたところ業者は「自分で探す」と言って無断で2階に上がり、貴金属を見つけると私に1万円を渡して持ち去った。名刺はもらっておらず業者名もわからないのでどうしようもない。
(70代、女性)



アドバイス

訪問購入に関しては、トラブル防止のため2013年に業者の飛び込み勧誘の禁止やクーリングオフ（無条件契約解除）の適用などの法改正が行われました。飛び込み勧誘は、消費者から勧誘の要請がないのに突然訪問して勧誘することで、査定だけを依頼したのに勧誘された、業者名・買い取り物品の種類・勧誘目的を明示しないで勧誘された、断っているのに再勧誘された場合なども該当します。

訪問購入については、クーリングオフ期間内は、売った物品を業者に引き渡す必要もなく、さらに物品の引き渡しを受けた業者に対しては転売等に規定が設けられています。

不要な訪問購入の勧誘はキッパリと断りましょう。貴金属やブランド品などをむやみに業者に触らせてはいけません。また、売却した場合は、必ず業者に契約書面の交付を求めてください。

情報商材のトラブル ～簡単に大金は得られません～



相談事例

SNSで知り合った友人の紹介で、投資で20代で億万長者になった人のサイトを見た。「月100万円以上の収入保証」「100%儲かる」と謳っていて、プロの投資のノウハウを伝授する情報商材を販売している。申し込んで代金の10万円は5回分割のクレジット払いにしたが、投資講演会の動画が2回送られてきただけで全く参考にならない。解約したい。
(40代、男性)



アドバイス

情報商材とは、インターネット通信販売などで、副業、投資やギャンブルで高額収入を得るためのノウハウと称して販売されている情報のことです。

PDFファイルなどの電子媒体情報をパソコンやスマートフォンでダウンロードしたり、冊子やDVDの送付によって提供されます。情報商材の内容は中身を見るまで分からないため、実際に得られる情報が思ったものと異なる場合トラブルになることがあります。

また、トラブルが発生した後の業者の対応に問題があったり、業者に電話が繋がらないケースもありますので、購入には慎重な検討が必要です。特に最近は、インターネット上で誰でも簡単に稼げるかのような表現の広告・勧誘が氾濫していますが、簡単に大金が得られることなどありませんので気をつけましょう。

電気契約のトラブル ～契約業者をきちんと確認しましょう～



相談事例

4日前、契約している大手電力会社を名乗って電話があった。「検針票に記載されている情報を確認したい」というので、お客様番号や供給地点特定番号などを教えた。「書類を送る」と言って電話は切れたが、今日知らない業者から電気契約に関する書類が届いた。契約を申し込んだ覚えはない。無視してもよいか。

(50代、女性)



アドバイス

一昨年4月から電力小売が全面自由化となり、現在では全国で500を超える小売電気事業者が国に登録されています。消費者にとっては、多くの業者が競争することで料金負担の軽減やサービス向上にも繋がっているのですが、中には悪質な勧誘などもあり、全国の消費生活センターに相談が寄せられています。

電気の契約を申し込む場合は、氏名、住所、お客様番号（顧客番号）、供給地点特定番号を新たに契約する業者に伝える必要があります。こういう情報は検針票に記載されていることが多いのですが、情報さえ入手できれば、消費者の意に反して電気の契約の切替え手続を進めることもできます。

事例のように、大手電力会社やその関係会社を装う業者もいますので、相手の所属先等をしっかりと確認し、少しでも不審に感じたら直接大手電力会社に問い合せましょう。

「消費生活相談員」の資格取得に挑戦してみませんか

消費生活相談員資格試験は、年齢、性別、学歴、実務経験等を問わず、どなたでも受験できます。

問合せ先	独立行政法人国民生活センター資格制度室 電話：03-3443-7855 (試験の詳細) http://www.kokusen.go.jp/shikaku/shikaku.html
	一般社団法人日本産業協会 電話：03-3256-7731 (試験の詳細) http://www.nissankyo.or.jp/adviser/siken/about-test.html

消費生活相談員資格取得支援講座のご案内

消費生活相談員資格取得を目指している方を支援するための講座を開催します。受講料は無料です。

日 時	内 容
7月27日(土) 10:00~17:00	オリエンテーション、消費者行政・消費者安全法、特定商取引法、過去問からみる必要な法律知識
7月28日(日) 10:00~17:00	民法・消費者契約法、割賦販売法、小論文の書き方

申込期限 令和元年7月19日(金)

※小論文添削希望者は7月12日(金)までに提出(受講者負担として2,000円かかります。)

葉書又はファックスにて、「資格取得支援講座受講希望」と記載し、住所、氏名、性別、電話番号を添えて長崎県消費生活センターまでお申込ください。
詳しくは、長崎県消費生活センター 電話：095-895-2320まで



消費生活支援講座（講師派遣）のご案内

長崎県消費生活センターでは自立する消費者としての意識を高め、被害を未然に防止するため、各種講座に講師を派遣します。講師派遣に要する経費は無料です。

講座名	対 象	テ ー マ
高齢者見守り講座	民生委員、在宅福祉に従事する方 (高齢者を支援する団体等が主催する講座)	・高齢者を狙う悪質商法の実態と対策
消費生活支援 「シニア講座」	主に高齢者 (自治会、高齢者団体等が主催する講座)	・悪質商法に騙されない
消費生活支援 「ヤング講座」	高校生・大学生など社会人となる前の方 (高等学校、大学、PTA等が主催する講座)	・賢い消費者となるために
消費者講座 「くらしの安全」	一般消費者 (市町、各種団体等が主催する講座)	・知っておきたい! 食べ物の知識 ・新しい洗濯表示と衣類のトラブル
消費生活学習会	一般消費者 (市町、各種団体等が主催する講座)	・消費生活に関して希望されるテーマ
P T A 等 研 修 会	PTA等が主催する講演会・研修会	・親子で考える消費者問題など
金融経済学習会	小学生から一般消費者 (団体、グループが主催する講座)	・暮らしに身近な金融に関すること (長崎県金融広報委員会講座)

問合せ 長崎県消費生活センター 電話:095-895-2320

申込み ホームページ (<http://www.nagasaki-shouhi.jp/>) 「ながさき消費生活館」からも申し込みできます。

消費者市民力アップ講座のご案内

適格消費者団体を目指すNPO法人消費者被害防止ネットながさきでは、本年度も消費者市民力アップ講座を開催します。消費者市民社会やネットに関すること、最近の消費者トラブルなどについて連続講座で楽しみながら学べます。受講料無料で、中途参加・1回のみ受講も可能です。詳しいことは長崎県消費生活センター(電話:095-895-2320)へお問合せください。

会場別テーマ

長崎会場(長崎県庁3階 308号室)

- 6月14日(金) 消費行動が社会を変える!
 - 消費者市民社会を考える-
- 7月 5日(金) 最近の消費者トラブル(※307号室)
- 9月 6日(金) あなたのくらしが海を汚す
- 10月 4日(金) ネット時代の個人情報
- 11月15日(金) 終の棲家はどこに?
 - 老人ホームの形態や契約-

佐世保会場(佐世保市中央公民館

- サンクル3番館2階 講義室1)
- 5月28日(火) 私が主役-消費者市民社会-
- 6月18日(火) 最近の消費者トラブル
- 7月16日(火) 今から準備 -相続・遺言-
- 8月20日(火) ネット時代の個人情報
- 9月17日(火) ここまで来た!キャッシュレス時代

開催時間は両会場とも13:30~15:30

この情報は、県消費生活センターの
ホームページでもご覧いただけます。

<http://www.nagasaki-shouhi.jp/>

ながさき消費生活館 検索

計量器に関するお問い合わせは

長崎県計量検定所

〒850-0047 長崎市銭座町3-3
TEL.095-844-9892 FAX.095-844-8844

編集/発行

長崎県消費生活センター

(長崎県 県民生活部 食品安全・消費生活課)

〒850-8570 長崎市尾上町3-1
TEL.095-824-0999 FAX.095-823-1477

消費生活の相談は



消費者ホットライン

局番なし ☎188

最寄りの相談窓口につながります